

# 草津市附屬機関運営規則

平成25年4月1日規則第35号

最終改正 平成29年5月23日規則第36号

## (趣旨)

第1条 この規則は、草津市附屬機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附屬機関（別に定めるものを除く。以下「附屬機関」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 附屬機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

## (任期)

第3条 附屬機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附屬機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

## (委員長等)

第4条 附屬機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附屬機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附屬機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

## (附屬機関の会議)

第5条 附屬機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

## (定足数および議決の方法)

第6条 附屬機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附屬機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

## (関係人の出席等)

第7条 附屬機関は、必要と認めたときは、その議事に關し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聽くことができる。

## (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

## (庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

## (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

## 付 則

## (前段 省略)

## 付 則（平成29年5月23日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（該当部分のみ抜粋）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市あんしんいきいきプラン委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 保険医療関係者 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が必要と認める者	健康福祉部長寿いきがい課

別表第2（省略）

別表第3（省略）

別表第4（省略）

別表第5（省略）